

# 一般社団法人小郡市スポーツ協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人小郡市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県小郡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小郡市民に広くスポーツを普及し、青少年の健全な育成と社会体育の発展及び生涯スポーツの推進を図り、市民の融和と健康及び体力の向上に寄与することを目的とする。

この法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の体育スポーツ活動の普及と振興及び健康の増進に関すること
- (2) 会員団体の充実強化と相互の連絡融和に関すること
- (3) 社会体育及び健康・体力についての研究と調査に関すること
- (4) 体育及びスポーツ関係施設の維持管理及び運営に関する事業並びにその受託
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第3章 会 員

(会員及び入会)

第5条 この法人に、次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する福岡県小郡市内のスポーツ団体又はその協力団体等で社員総会において承認された団体及び理事会により推薦された個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体

2 会員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める会費等を納入しなければならない。ただし、理事会により推薦された個人を除く。

(退会)

第7条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第8条 この法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

2 前項の規定により会員を除名したときは、除名した会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

(4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、会員が資格喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第10条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) その他一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(定足数)

第15条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1団体又は1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令及びこの定款の別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代

理権を証明する書面を、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(社員総会運営規則)

第21条 社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

## 第5章 役員

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上22名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事、6名以内を常務理事とすることができる。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、理事は正会員の中から選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。また、専務理事は、理事の中から会長が指名する。

3 各役員について、当該役員及びその配偶者又は3親等以内の親族である役員の合計数が役員の総数の3分の1を超えることになってはならない。

4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

4 副会長が選任されていない場合又は会長及び副会長が共に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従い他の理事が会長の職務を代行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、法人の業務を総括する。

6 常務理事は、会長の指揮のもとに、法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除または限定)

第30条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名捺印又は記名捺印する。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第39条 この法人の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

- 3 委員会は、理事会の審議事項の検討等の準備及び業務執行理事の補助を行う。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会で承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会における、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長等、重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 附則

(最初の事業年度)

第49条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 福岡県小郡市  
設立時社員 佐藤 吉生  
住所 福岡県小郡市  
設立時社員 米田 管子  
住所 福岡県小郡市  
設立時社員 廣瀬 勝栄  
住所 福岡県小郡市  
設立時社員 赤川 敏彦

住所 福岡県小郡市

設立時社員 馬渡 旦陽

(設立時の役員等)

第51条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 佐藤 吉生

設立時理事 米田 管子

設立時理事 廣瀬 勝栄

設立時理事 赤川 敏彦

設立時理事 馬渡 旦陽

設立時代表理事 佐藤 吉生

設立時監事 黒岩 芳文

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。